

京都市印鑑条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第48号）（文化市民局地域自治推進室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードを用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって印鑑登録の証明その他の証明の申請に用いるもの（コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機等）により印鑑登録の証明の申請をする場合は、印鑑登録証の添付を要しないこととしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第48号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって登録証明の申請に用いるものに、暗証番号その他必要な事項を入力することにより登録証明の申請をする場合は、登録証の添付を要しない。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)